

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	有料公園施設使用許可申請		
根拠法令及び条項	那覇市公園条例 第16条第1項 那覇市公園条例施行規則 第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市公園条例 第17条 (使用許可の制限) 第17条 次の各号の一に該当するときは、前条第1項の許可をしない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 有料公園施設及び附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。		
審査基準 設定年月日	昭和45年 4月11日 (那覇市公園条例制定日)	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(3日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和45年 7月 1日 (那覇市公園条例施行 規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	建設管理部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。